

## 製品プラスチック資源化収集の実施の検討について

### 1 検討内容

現在燃やすごみとして分別し、焼却処理している製品プラスチック（金属を含む製品は除く）を、資源物として収集する。

### 2 検討手法

候補は次のとおりとする。なお、プラスチック製容器包装を焼却処理するサーマルリサイクルは検討実施に際しての数値上の比較対象とすることは排除しないものの、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 年 4 月施行）の趣旨の観点から、現段階においては検討手法の対象外とする。

#### 候 補（案）

※プラスチック製容器包装は「プラ」と表記する。

※公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は「容リ協」と表記する。

No.	収集日	収集袋	リサイクル手法	利弊(メリット/デメリット)
1	プラと同じ	プラと一括	<u>全て容リ協に委託</u>	適切な最終処理を容リ協が確認できる。
2	プラと同じ	プラと一括	製品プラは独自処理として残りを容リ協に委託	リサイクル方法を市が指定できる。
3	プラと同じ	<u>プラと別</u>	製品プラは独自処理として残りを容リ協に委託	市民が排出する際、分別する手間がかかる。

### 3 検討工程（予定）及び考慮する点

本会において協議し、都度市長に報告しながら方針を決定する。実施に際しては収集委託業者等の準備（車両や人員等）を考慮し、制度変更を選択の場合は、令和 9 年度以降の実施を目指す。